

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に出場するナイジェリア選手団の事前キャンプ に関するナイジェリア連邦共和国と木更津市の覚書

ナイジェリア連邦共和国と日本国 千葉県 木更津市は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「大会」という。）における木更津市での事前キャンプ実施等に関して以下のとおり覚書を締結する。

1 キャンプの実施

ナイジェリア連邦共和国と木更津市（以下、「両者」という。）は、大会開催にあたり、事前キャンプを木更津市で実施することに基本的に合意する。

2 ホストタウンと市民交流

木更津市は、大会開催にあたり、ナイジェリア連邦共和国のホストタウンとして公式申請する。

ナイジェリア選手団は、可能な限り、トレーニングの無い時間帯に木更津市民とのウェルカムパーティーなどの交流イベントに参加するものとする。

3 施設利用

木更津市は、可能な限り、大会の事前キャンプ中のトレーニングを目的として、ナイジェリア選手団に対し、スポーツ施設を提供する。

4 費用

事前キャンプに係る費用については、下記の負担を基本とする。詳細は、当事者間で協議し、書面により別途取り決める。

費用の項目	費用負担
渡航費、宿泊費、食費、医療費、各種保険、等	ナイジェリア連邦共和国
日本国内の移動費（成田／羽田－木更津市－選手村）、トレーニング場所と宿泊場所の移動に係る経費、警備費、競技施設使用料、練習補助等ボランティアに係る経費 等	木更津市

5 本協定の締結

両者は、この覚書締結後も事前キャンプ等の実施に向けた協議を継続し、事前キャンプ等に関する約束事項を記した協定書を締結するよう協力するものとする。

6 その他

本覚書について、変更が必要な場合は、両者が誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。